

様式第1-2号（第3条関係）

壬生町事後審査型条件付き一般競争入札共通事項

1 条件付き一般競争入札に参加できる者の資格要件

入札参加申請時において次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づき町の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、手続開始の決定後、壬生町長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (4) 壬生町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

2 競争入札参加手続等

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするため確認の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

ア 参加申請書類

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）
- ・申請書の指定様式は、町ホームページからのダウンロードによる。

壬生町ホームページ <http://www.town.mibu.tochigi.jp>

※ 申請書の配布及び送付は行わない。

イ 参加申請書受付方法

- ・申請書の提出は郵送又は宅配便とし、持参によるものは受付しない。

ウ 参加申請書送付先

- ・〒321-0292 壬生町通町12番22号
壬生町役場 総務部 総務課 管財係

- (2) 参加申請書受付日に参加申請書を提出した者は、原則として、当該競争入札に参加できるものとする。

3 設計図書等の閲覧

- (1) 設計図書等は、申し出に基づき、配布又は閲覧とする。
- (2) 設計図書等に対する質問がある場合は、指定した期日までに質疑書により提出（FAX）すること。
 - ・回答は、質疑書の提出があった者にのみ、指定した期日に書面（FAX）をもって行

う。

・ 質疑書の指定様式は、町ホームページからのダウンロードによる。

4 現場説明会：行わない。

5 入札方法

- (1) 入札は郵便入札によるものとし、持参によるものは認めない。
- (2) 郵送方法は、「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「配達記録郵便」のいずれかによる。
 - ・ 宛先：壬生郵便局留 壬生町役場 総務部 総務課 管財係 行
- (3) 入札書は、郵便入札専用の町指定様式を使用すること。
 - ・ 指定様式は、町ホームページからのダウンロードによる。
- (4) 郵送する封筒は、郵便入札専用の町指定封筒を使用すること。
- (5) 入札書は指定された提出期限日までに必着するよう送付すること。
- (6) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、壬生町建設工事等執行規則（平成9年壬生町規則第3号）及び壬生町財務規則（昭和39年壬生町規則第8号）等関係法令等を遵守すること。
- (7) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (8) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札回数は1回とする。
- (10) 提出した入札の引換え、又は変更は認めない。
- (11) 落札者の決定方法

低入札調査基準価格を設定した場合

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

ただし、調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格以上の入札があった場合において、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とすることがある。

6 開札の立会

- (1) 開札の立会人は、入札参加申請の受付順に番号を付し、うち抽選により3人を立会人とし選任する。
- (2) 選任された立会人には、立会人選任通知書を指定した期日に通知（FAX）する。
- (3) 立会人は、入札当日、立会人署名書に署名捺印後、開札の立ち会いを行う。
- (4) 代理人が立ち会う場合は、選任された立会人からの立会人委任状を提出する。
 - ・立会人委任状の指定様式は、町ホームページからダウンロードする。

7 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
 - ・工事費内訳書の指定様式は、町ホームページからダウンロードする。
- (2) 工事費内訳書は、入札書を提出する際に同封すること。
 - ア 工事費内訳書は、設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。
 - イ 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。

8 入札保証金：免除

9 契約保証金：納付

契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札参加資格確認手続き

- (1) 開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次により、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 確認申請書類
 - ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
 - ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認書類
 - イ 確認申請書類の交付
 - ・確認申請書類の指定様式は、町ホームページからダウンロードする。
- (2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期限

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）の提出を求められた日から起算して2日以内（町の休日を除く。）とする。
 - イ 提出場所：壬生町役場 総務部 総務課 管財係

ウ 提出方法

- ・持参とし、郵送又は電送によるものは受付しない。
- (3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認書類が提出された日から起算して2日以内（町の休日を除く。）に通知する。
- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内（町の休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせることができる。
- (5) 落札候補者が提出期限内に第1号に定める確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

11 請負契約書作成：要する。

12 契約書及び入札（見積）書を定めている壬生町建設工事等執行規則等については、次の場所において閲覧できる。

- ・ 壬生町役場 総務部 総務課 管財係
- ・ 壬生町公式ウェブサイト <http://www.town.mibu.tochigi.jp>（壬生町例規集より）
- ・ なお契約書等の書式については壬生町ホームページ》入札・契約情報》入札・契約書のダウンロードにて掲示

13 議会の議決に付すべき契約

予定価格が1件5千万円以上の工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決を得た日から本契約とする。（水道課発注工事は除く）

14 入札の執行中止等

- (1) 不正な行為等により必要があると認められるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることがある。
- (2) 前号の場合において、見積料、郵送料その他積算に関するいかなる費用も補償しないものとする。

15 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ア 競争入札に参加する資格のない者がした入札
 - イ 入札書に記名押印がない入札
 - ウ 入札書の入札金額を訂正している入札又は入札金額を特定し難い入札
 - エ 同一入札案件について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
 - オ 一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便以外で郵送された入札
 - カ 指定する入札書到着期限までに到着しない入札
 - キ 封筒に記載の件名又は差出人名と、同封された入札書の件名又は入札者名が相違する入札

- ク 封筒に件名及び差出人名が記載されていない入札
 - ケ 工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事費内訳書が同封されていない入札
 - コ 工事費内訳書の提出を求められた場合において、入札書と工事費内訳書の金額が相違する入札
 - サ 予定価格を超える金額を記載した入札
 - シ 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
 - ス その他、町長が定める条件に違反してなされた入札
- (2) 前号のシに該当する場合には、当該工事に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。
- (3) 参加申請書を提出した後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中である者など、入札時点において、第1号及び入札公告の2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

16 同価入札

最低価格者が2者以上になった場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定により、くじにより落札者を決定するものとする。

最低価格者が2者以上になった場合には、落札候補者の決定を保留した上で、当該入札者に連絡を取り、事後審査を実施し、参加資格が認められたのち、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札者を決定するものとする。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

17 支払い条件

- (1) 前金払：請求できる。
- (2) 中間前金払：請求できる。
- (3) 部分払：請求できる。
- (4) 前2号において、壬生町建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第35条又は第38条（債務負担行為又は継続費による工事の場合は、第40条又は第41条）の規定に基づくものであること。

18 配置技術者

- (1) 監理技術者とは、建設業法第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。
- (2) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。

なお、恒常的な雇用関係とは、参加申請書提出日現在で3か月以上雇用していることをいう。

- (3) 参加申請書に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

19 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。

- (2) 本町では、現場代理人についても工事を請け負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

ただし、3か月以上雇用していることは必要としない。

20 低入札価格調査制度に該当した場合（失格基準価格の設定）

- (1) 最低価格が低入札調査基準価格を下回った場合、落札を保留し、次の審査を行う。

入札時に提出された工事費内訳書の内容が、次のいずれかに適合しない場合は、当該入札を失格とする。

ア 直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては10分の9を乗じて得た額）に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

イ 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

ウ 現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

エ 一般管理費の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

オ 土木工事については入札価格が、次に掲げる(ア)から(エ)までの合計額から(オ)を減じた額又は(カ)から(ケ)までの合計額のいずれか低い額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(ア) 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額

(イ) 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額

(ウ) 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

(エ) 予定価格算定の基礎となった一般管理費相当額に10分の5.5を乗じて得た額

(オ) 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

(カ) 予定価格算定の基礎となった直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては10分の9.5を乗じて得た額）

- (キ) 予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (ク) 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額
- (ケ) 予定価格算定の基礎となった一般管理費相当額に10分の5.5を乗じて得た額

カ 土木以外の工事については入札価格が、次に掲げる(ア)から(エ)までの合計額から(オ)を減じた額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(ア) 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て)に10分の9.7を乗じて得た額

(イ) 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(ウ) 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に直接工事費に10分の1を乗じて得た額(円未満切り捨て)を加えた額に10分の9を乗じて得た額

(エ) 予定価格算定の基礎となった一般管理費相当額に10分の5.5を乗じて得た額

(オ) 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

(2) 低入札価格調査を受けた者と契約を締結した場合については、検査・監督を強化する。

21 その他

(1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。

調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。

(2) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。

ア 下請施工を必要とする場合は、可能な限り壬生町内業者へ発注するように努めること。

イ 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り壬生町内業者へ発注するように努めること。

(3) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は申請書、資料の差し替えは認められない。